# 鳥取県公民連携推進事業補助金審査要領(令和3年度に計画策定補助を開始する事業分)

#### 1 審査方法

# (1)計画策定補助

計画策定補助の審査においては、申請書類を基に書類審査を行い、概ね8団体(県課題提示型4団体、民間提案型4団体を目安とする。)を選考し、選考団体を対象に公開プレゼンテーションを行い、最終的に4団体を採択する。

なお、申請団体が8団体以下の場合は、書類審査を省略し、直ちに公開プレゼンテーションを行うことができる。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、公開プレゼンテーションに 代えて書面審査を行うことができるものとする。

# (2) 事業実施補助

事業実施補助の審査においては、計画策定補助の審査で採択された団体について、 計画策定後、団体毎に公開プレゼンテーションを行い、各事業実施補助の採択の可否 について審査する。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、公開プレゼンテーションに 代えて書面審査を行うことができるものとする。

# 2 審査する上での着眼点

書類審査及び計画策定補助については別紙審査表 (1)、事業実施補助については別紙審査表 (2) のとおりとする。

なお、採点にあたっては、県の担当課から提出された意見も参考とする。

# 3 審査基準及び方法

# (1)書類審査

ア 審査項目及び評価基準

別紙審査表(1)に基づき、次の基準により評価。(審査表(2)についても同じ)

5点	よくできている	審査表の視点欄に示されていることが認識できるもの
		であり、当事業の趣旨の実現が十分に見込める。
4点	まあまあ	審査表の視点欄に示されていることがある程度認識で
	できている	き、当事業の趣旨の実現がある程度見込める。
3点	普通	審査表の視点欄に示されていることがある程度認識で
		き、当事業の趣旨の実現に課題も見受けられるが、実施
		にあたり改善することで概ね対応できる。
2点	あまり	審査表の視点欄に示されていることが認識できない部
	できていない	分が多く、当事業の趣旨の実現に課題が多い。
1点	できていない	審査表の視点欄に示されていることがほとんど認識で
		きず、当事業の趣旨の実現が概ね困難と見込まれる。

# イ 加重評価

次の項目については加重評価を行う(カッコ内は加重割合)。

○県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)

# (2) 公開プレゼンテーション

#### ア 計画策定補助

別紙審査表 (1) に基づき、審査に参加した委員全員の個別の評価点を集計した 合計を平均し、総合点として順位を付ける。加えて、委員ごとの評価点の順位によ る順位点を集計した順位を参考として、委員の合議により総合的に判断し各団体を 順位付けする。

なお、加重評価については次のとおりとする。

○県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)

○発展性・モデル性 (2倍)

# イ 事業実施補助

別紙審査表(2)に基づき、審査に参加した委員全員の個別の評価点を集計した 合計を平均し、総合点とする。総合点を基にして、委員の合議により総合的に検討 し、事業実施補助を認めるか判断する。

なお、加重評価については以下のとおりとする。

○県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)

○発展性・モデル性 (2倍)

○継続性 (2倍)

# 4 採択団体の決定

#### (1)書類審査

書類審査に当たっては、総合点が60%以上のもののうち、「県課題提示型」、「民間提案型」それぞれ上位から4事業ずつを目安に書類審査通過事業とする。

- ・県課題提示型・民間提案型のそれぞれの上位4団体の選考にあたってはテーマの 重複は考慮しないこととする。(例1)
- ・県課題提示型・民間提案型それぞれにおいて、60%の得点を超える団体が4団体に満たない場合は、不足分だけもう一方の型の枠を増やすこととする。(例2)
- (例1) 県課題提示型で、60%以上の得点を得た団体が4団体以上あるが、いずれも同一テーマだった場合

県課題提示型・・6団体(すべて同一テーマ)

民間提案型・・・6団体

※この場合、県課題提示型4団体、民間提案型4団体を書類通過事業とする。

(例2) 一方の型で60%以上の得点を得た団体が4団体未満だった場合

県課題提示型・・1団体

民間提案型・・・10団体

※この場合、県課題提示型1団体、民間提案型7団体を書類通過事業とする。

# (2)計画策定補助

計画策定補助事業の採択に当たっては、総合点が60%以上の事業を対象に、県課題提示型・民間提案型それぞれの総合評価の上位から順に各2団体を目安に採択事業

として決定する。

- ・県課題提示型・民間提案型それぞれにおいて、60%以上の得点の団体が2団体未満の場合は、不足分だけもう一方の枠を増やすこととする。(例)
  - (例) 一方の事業に、60%以上の得点を得た団体が1団体しかなかった場合

県課題提示型・・1団体

民間提案型・・・4団体

※この場合、県課題提示型1団体、民間提案型3団体を採択する。

※なお、得点順によると県課題提示型における同一テーマであって同様の内容の事業を採択することとなる等、採択事業が類似の内容となってしまう場合には、得点順にかかわらず、審査・検証委員会において採択事業の調整を行うことができる。

### (3) 事業実施補助

事業実施補助事業の採択に当たっては、総合点が80%以上となった事業を採択事業とする。

# 5 審査に関する公正の確保等

審査・検証委員会の委員は、応募者・団体(その構成員を含む。)と直接の利害関係があるときは、審査・検証委員会において自らその関係について申し出るものとし、審査に参加することができない。

#### 6 変更承認への意見

- (1) 事務局は、変更承認申請を受理した場合は、審査・検証委員会に採択事業の変更の 可否等の意見を求めるものとする。
- (2)審査・検証委員会は、上記(1)の意見を求められた場合は、次のとおり取り扱う。

#### <計画策定補助に係る変更承認申請の場合>

ア 委員は、変更承認申請書類をもとに、別紙審査表(1)により個別に評価を行う。

イ 審査・検証委員会では、上記アによる各委員の個別評価の評価点の合計が満点の 60%を超える事業を対象に、委員の合議により採択事業の変更の可否への意見を 取りまとめる。

# <事業実施補助に係る変更承認申請の場合>

ア 委員は、変更承認申請書類をもとに、別紙審査表(2)により個別に評価を行う。

イ 審査・検証委員会では、上記アによる各委員の個別評価の評価点の合計が満点の 80%を超える事業を対象に、委員の合議により採択事業の変更の可否への意見を 取りまとめる。

# 7 その他

この要領に定めるもののほか、 審査に関し必要な事項は審査・検証委員会が定める。